

J A ・ 静岡県信連民俗芸能振興基金
第 27 回 助成金交付申請書

年 月 日

受託者 農中信託銀行株式会社 御中

1. 申請者

法人・団体用

フリガナ								
団 体 名								
住 所		〒						
		TEL :			FAX :			
		E-mail :						
代 表 者	フリガナ				役職			
	氏 名	印 ※ 今後ご提出頂く全ての書類に上記 代表者印をご使用ください。			生年月日			
	年 齢					性別		
	住 所	〒						
		TEL			FAX			
担 当 者 (連 絡 窓 口)	フリガナ				役職			
	氏 名	印			年 齢		性別	
	住 所				〒			
		※日中の連絡先・書類の送付先となります。 TEL : FAX : E-mail :						
設 立 年 月				構 成 人 数				

※登記簿謄抄本(6ヶ月以内)を添付ください。なければ定款、規則・規約の写をお願いします。

個人用

フリガナ				生年月日			
氏 名		印 ※ 今後ご提出頂く全ての書類に ご使用頂く印鑑を押印下さい。		年 齢		性別	
住 所				〒			
		TEL		FAX			
		E-mail :					
共同活動者、団体 等 (あれば記入)	フリガナ						
	名 称						
	住 所	〒					
		TEL		FAX			

※ 運転免許証、住民票の写等、本人確認ができるものを添付してください。本申請書に記載されている個人情報助成金交付の選考作業にのみ使用いたします。

2. 活動内容

- 活動内容（目的や行事他）についてご記入ください。また該当の民俗芸能の起源や沿革（歴史、伝統）にも簡単に触れてください。
尚、参考資料（写真・書籍・パンフレット、ポスター等）がありましたら、
全てA4用紙に編集統一のうえご提出ください。

- 助成対象事業と助成を必要とする事情、助成金の使途についてご記入ください。

（該当するものを○で囲んでください）

- 1 民俗芸能の道具、衣装等の修理・新調
- 2 民俗芸能を次世代に伝えるための記録等の活動
- 3 民俗芸能伝承のための伝習活動、後継者育成活動
- 4 諸行事等様々な場面を通じての民俗芸能公開活動
- 5 その他の民俗芸能保存・伝承活動

助成を希望する内容について、できるだけ詳細にご記入ください。

道具、衣装等の修理・新調の際は、必ず写真を添付（A4用紙に編集）してください。

3. 収支計画

2026 年度収支計画について記入してください。

(支出の部の項目には、助成を希望する内容をできるだけ詳細にお願いします。

なお、最新の**見積書を添付**してください。)

①対象活動の全体予算額 _____ 円

②助成希望額 _____ 円

支出の部		収入の部	
項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
		②本助成金	
		補助金	
		寄付金	
		自己資金	
支 出 合 計		収 入 合 計	

※収支金額は一致するように記入ください。

4. その他 (該当個所を○で囲んでください)

○過去 3 年以内に他の財団等から助成を受けましたか。

・受けない ・受けた (_____ 年 _____ 月に _____ から金 _____ 円)
(_____ 年 _____ 月に _____ から金 _____ 円)

○現在、他の財団等に助成の申請を行っていますか。

・申請していない ・申請している (申請先 _____)

○助成希望額に対し、一部金額の助成となる場合があります。その場合は、

・助成を希望する ・申請を取り下げる

○本助成金をどこで知りましたか。教育委員会の場合、地元の教育委員会と相談しましたか。

・市町村教育委員会 ・静岡県文化財担当部局 ・JA、信連 ・新聞等 ・知人
・インターネット ・その他 (_____)
(教育委員会の場合のみ： ・相談した ・相談していない)

○過去、当基金の助成を受けたことがありますか。

・受けない ・受けた (_____ 年 _____ 月に 金 _____ 円)

以 上

【手続のあらまし】

- 1 助成金交付申請書に基づき内容を検討し、助成対象として決定されたときは申請者に対して「助成金交付決定通知書」を送付し、給付額等をお知らせします。
- 2 助成金交付決定通知書を受領した場合には、助成金振込指定口座を通知書にご記入ください。
- 3 助成金の受領者は、助成対象活動を実施した後、遅滞なく「助成金使用報告書」にて活動結果を最寄の JA 窓口経由で受託者（農
中信用銀行 営業推進部）に報告してください。（提出期限：2027 年 3 月末必着）
- 4 助成金の受領者が次のいずれかに該当する場合は、すでに交付した助成金を返還していただきます。
(1)偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたことが判明したとき
(2)助成金をその目的以外のために費消したとき
(3)事業・活動を実施しなかったとき又はその実施が不十分と認められるとき